

第3回オンライン説明会（6月13日）Q & A

No.	分類	質問	回答
1-1	説明会	6月に開催する6回の全体説明会について、各回での資料の変更点はどこか。	水温に応じて「救命いかだ等の搭載を要しない方法」が変わることから、全国を水温に応じて3ブロック（①：6日・18日、②：11日・23日、③：13日・30日）に分けて、各ブロックごとに2回同じ説明会を開催しています。そのため、6日と18日、11日と23日、13日と30日は同じ資料でご説明させていただきます。また、①6日、②11日、③13日の資料のうち、異なるのは5ページのみとなります。
1-2	説明会	安全設備の義務化に関する説明資料について、都道府県ではなく検査機関から周知してほしい。都道府県に問合せがあっても回答できないので、検査機関から周知した方がスムーズである。	遊漁船業の適正化に関する法律に基づく登録業務を通じて、遊漁船事業者と直接のやりとりがある都道府県に周知をご協力いただいているところです。なお、遊漁船事業者が問い合わせできるよう、国交省説明資料63～65ページに検査機関の連絡先を掲載しています。
2-1	支援事業（補助金）	予算額が少ないのではないかと。新たな予算措置が必要ではないかと。また、「海業」推進の観点から、遊漁船に対する振興策が必要ではないかと。	安全設備の設置については、令和4年12月の知床遊覧船事故対策検討委員会とりまとめにおいて、遊漁船を含む一般の客を乗せて業を行うすべての船舶に義務付けされることとなったものです。 遊漁船における事故等は減少していないこと等を踏まえ、遊漁船への安全設備の早期設置を促進するため、令和6年度補正予算で支援を措置したところであります。 また、令和6年の遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会において、全国各地の遊漁船業者にも参画いただき、遊漁船業の実態を踏まえて議論が行われた結果、救命いかだ等の搭載を要しない方法（特例）の具体的な内容について合意されたところであり、今後、遊漁船に対して義務化が適用されても、この特例を活用することにより、救命いかだを搭載しないことも可能になります。遊漁船業者の皆様におかれては、自らの業務実態に照らして、特例措置の活用についても御検討いただければと思います。 更に、水産庁では、遊漁を含む地域が一体となって行う海業の取組を推進しているところであり、地域が主体となって取り組むルール作りなどのソフト対策に対しても支援しております。 なお、遊漁船への安全設備への追加の補助事業については、現時点で予断をもって申し上げることは困難です。
2-2	支援事業（補助金）	義務化の対象となる全事業者を支援する予算措置が必要ではないかと。	本事業は、遊漁船における事故等は減少していないこと等を踏まえ、遊漁船への安全設備の早期設置を促進するため令和6年度補正予算により措置したものです。 安全設備の設置については、令和4年12月の知床遊覧船事故対策検討委員会とりまとめにおいて、遊漁船を含む一般の客を乗せて業を行うすべての船舶に義務付けされることとなったものであり、安全設備の設置等により、いざという時の乗客の生命を守る備えをすることは、遊漁船業者の基本的責務であり、その費用負担の全てを支援することは検討しておりません。
2-3	支援事業（補助金）	「救命いかだ等の搭載を要しない方法」を適用することができない遊漁船には追加の支援が必要ではないかと。	改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法（特例）については、以下①～⑤と幅広い方法が設けられており、地域や操業の実情に応じて多くの遊漁船業者が特例措置を活用できるものと考えております。 ① 一定の水温を上回る時期・海域のみを航行する場合 ② 緊急時に早急に救助できる位置を伴走船（最大4隻までの船団）で航行する場合 ③ 救助船を配備し、事故通報後、一定の時間内に現場に到着できる場合 ④ 遊漁船が水密全通甲板又は不沈性を有する構造である場合（水温15℃以上の時期・海域のみを航行する場合に限定） ⑤ 母港からの航行距離が5海里を超えない範囲のみを航行する場合（水温15℃以上の時期・海域のみを航行する場合に限定） なお、遊漁船安全設備導入支援事業において抽選を実施することとなった場合、改良型救命いかだ等の導入をしようとする申請者については、特例措置を利用することができない申請者のみを抽選の対象とすることとしています（業務用無線設備、非常用位置等発信装置の導入をしようとする申請者については、全員抽選の対象となります。）。
2-4	支援事業（補助金）	隔壁の水密化等の代替措置である、浸水警報装置・排水設備の設置が助成対象に含まれないのはなぜか。	隔壁の水密化等については、令和6年7月の「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会」のとりまとめにおいて、既に浸水を確認し警報する装置や船外に排水するための投げ込み式ポンプ等を搭載しているといった遊漁船の特性等も踏まえた内容となっていること等を踏まえ、遊漁船安全設備導入支援事業においては、隔壁の水密化等の代替措置は補助の対象にはなりません。

2-5	支援事業（補助金）	事業実施計画、交付申請はどのように行うのか。また、受付開始前に申請方法の詳細は周知されるのか。	遊漁船安全設備導入支援事業に係る申請書類は、申請者から直接（一社）海洋水産システム協会宛てに郵送してください（消印有効）。申請受付開始にあたり、案内通知等は予定していませんが、（一社）海洋水産システム協会のHPにて申請の受付を開始した旨公表する予定です。
2-6	支援事業（補助金）	水産庁資料1ページの助成対象機器及び助成対象経費の欄に「国が実施する他の事業による支援を受け、又は受けることとなっている安全設備の導入経費は助成の対象とはなりません」とあるが、国が実施する他の事業とは具体的にどのような事業を指すか。また、国が実施する他の事業により支援を受け、又は受けることとなっている安全設備と、本補助金で導入しようとする安全設備が異なる場合は、助成対象となるのか。	国土交通省により令和6年10月まで公募された「小型旅客船等安全対策事業費補助金」、水産庁による「漁船安全技術導入促進・実証事業のうちAIS導入支援事業」については、各補助事業の要件を満たしていれば、安全設備の購入のため支援を受けることができる事業であり、「国が実施する他の事業」に該当します。なお、これらの事業以外にも国による補助事業により安全設備への支援を受けている場合は、遊漁船安全設備導入支援事業を利用することはできません。 遊漁船安全設備導入支援事業の申請にあたっては、既に遊漁船に設置している安全設備を記入することになっており、その内容に疑義がある場合には（一社）海洋水産システム協会により必要に応じて現場確認を実施します。 また、他の補助事業により支援を受けた安全設備以外の安全設備については、遊漁船安全設備導入支援事業により支援を受けることが可能です。
2-7	支援事業（補助金）	遊漁採捕量等報告システムについて、電子ではなく紙による報告は可能か。	原則として遊漁採捕量等報告システム (https://www2.yugyo-saihoroyo.jp/) から報告していただくこととしていますが、システムへのアクセスが困難な場合は遊漁船の利用者から報告をしていただくか、遊漁船業者から書類により報告をしていただくこととしています。報告書の様式は海洋水産システム協会のHP (http://www.systemkyokai.or.jp/) に掲載していますので御確認ください。
2-8	支援事業（補助金）	実績報告の添付書類①「管理台帳」とはどのような書類か。	遊漁船安全設備導入支援事業の事務局である（一社）海洋水産システム協会が定める書類であり、50万円を超える機器等を購入した場合に必要となります。その様式については（一社）海洋水産システム協会のHP (http://www.systemkyokai.or.jp/) に掲載していますので御確認ください。
2-9	支援事業（補助金）	事業途中で概算払請求を行うことは可能か。また、概算払請求から補助金支払までの程度の期間を要するか。	改良型救命いかだ等の購入に対して支援を受ける場合のみ、概算払いによる補助金の支払いが可能ですが、概算払いによる支払いを御検討されている場合には、申請にあたり（一社）海洋水産システム協会に事前に御相談ください。 なお、概算払請求書の提出から補助金の支払いまでに要する期間について、具体的な期間をお答えすることはできませんが、可能な限り早期に補助金の支払いができるよう努めます。
3-1	義務化全般	6月11日のオンライン説明会において、「救命いかだ等が有効だったとされる遊漁船の事故は全国でも数十年に一度であり、漁船やプレジャーボートの方が遊漁船より事故件数が多いにもかかわらず、なぜ漁船やプレジャーボートは義務対象とされず、遊漁船は義務化予定なのか」という趣旨の質問がなされたが、この質問に関連し、遊漁船の定義、遊漁船の隻数、遊漁船の事故隻数や事故率のデータを示してほしい。	遊漁船の定義については、遊漁船業の適正化に関する法律第2条のとおり、船舶により乗客を漁場に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業を遊漁船業としており、遊漁船業の用に供する船舶を遊漁船としています。遊漁船の隻数については、水産庁HP (https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/what/) において隻数、事業者数 (https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/what/attach/pdf/index-41.pdf) を掲載しています。また、遊漁船の事故隻数については、海上保安庁が公開している海難データ（令和6年海難の現状と対策）において、船舶種類別の事故隻数は遊漁船が83隻、旅客船が61隻となっています。また、遊漁船と旅客船の10年間の死傷者を伴う船舶事故発生率は概ね同水準となっています。
3-2	義務化全般	プレジャーボートにも安全設備を義務化すべきではないか。	旅客を搭載し業を営む事業船とは異なり、漁船やプレジャーボートは自己責任で運転する船舶であることから、義務化は予定されておりません。なお、プレジャーボート等の安全性の向上に向けて、訪船指導などを行う安全キャンペーン等の取り組みを実施しているところであり、引き続き関係省庁と連携して取り組んで参ります。
3-3	義務化全般	旅客定員13名以上の船舶は、海上運送法の適用や遊漁船業の登録を受けていなくても、救命いかだ等の義務化の対象なのか。	旅客定員13名以上の船舶については、海上運送法の適用や遊漁船業の登録を受けていなくても救命いかだ等の義務化の対象となります。詳細は国交省説明資料3ページをご確認ください。
3-4	義務化全般	安全設備の搭載について検査機関へ相談する場合、検査機関はすぐに確認に来るのか。	船舶検査の申請があった場合は、臨検による実船確認を行います。検査前の事前相談では電話又は検査機関事務での打合せ等となります。お問い合わせの際は船舶の情報がわかるものをご用意ください。
3-5	義務化全般	遊漁船への安全設備の義務化の適用日を教えてください。	適用日は未定です。
4-1	法定無線設備	業務用無線設備を搭載する場合に陸上に海岸局の設置が必要とのことだが、海上保安庁に連絡ができれば、海岸局の設置は不要ではないか。	法定無線設備は、船舶の安全航行のために船舶と陸上施設との間で通信手段を常に確保することを目的としていますので、海上保安庁の海岸局のみではなく、運航中の船舶と常時通信できるよう、申請者が開設する海岸局又は申請者が加盟する法人若しくは団体の海岸局等が必要となります。

4-2	法定無線設備	海岸局はどのように開設するのか。	電波法の具体的な手続きは、総務省総合通信局にお問い合わせください。なお、自ら海岸局を開設する場合には、日本マリン無線協会に海岸局開設の流れをお問合せいただく等の対応が可能です。（日本マリン無線協会の連絡先：03-6433-9839）
4-3	法定無線設備	全国に設置されている海岸局を知る方法はあるか。	総務省HP「無線局等情報検索」において、全国の海岸局を検索いただくことができます。 (https://www.tele.soumu.go.jp/musen/SearchServlet?OW=FC+0&HZ=3&selectID=5&DC=500&pageID=3&SC=1&CONFIRM=1&SK=3) また、例えば日本マリン無線協会HPでは、同協会の連携海岸局が掲載されています。 (https://marine-vhf.jp/marina-radio-station-3.html)
4-4	法定無線設備	平水区域を超えて航行する場合でも、携帯電話のサービスエリア内であれば、携帯電話を法定無線設備として認められないか。	令和6年7月の遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会のとりまとめにおいて、平水区域を超えて航行する船舶の場合、携帯電話については、 ・災害発生時等に通信が制限される可能性がある ・機関停止等航行不能の状態に陥り沖合に流された場合に通信が困難になる恐れがある ・エリアマップ内であっても一時的に電波を受信できない海域があるとされています。 このため、安全性の確保の観点から、通信の不確実な携帯電話については、平水区域を超えて航行する船舶の法定無線設備として認められていません。
6-1	救命いかだ等	瀬戸内海（播磨灘・備讃瀬戸）で平水区域を超えて航行する船舶は、救命いかだ等の義務化の対象となるか。	瀬戸内海（播磨灘・備讃瀬戸）で平水区域を超えて航行する船舶について、水温20℃を下回る時期を航行する場合には救命いかだ等の義務化の対象となります。救命いかだ等を搭載いただくか、救命いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤のいずれかを実施いただくことになります。
6-2	救命いかだ等	救命いかだ等の搭載が必要な遊漁船の隻数、搭載が不要な遊漁船の隻数を教えてほしい。	救命いかだ等の義務化については、救命いかだ等を搭載いただくか、救命いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤のいずれかを実施することになりますが、具体的にどのような対応を実施するかは船舶所有者が個船ごとに判断いただくことになります。 なお、現在、遊漁船の安全設備の搭載に関する検討状況を伺うアンケート調査を実施しておりますので、回答へのご協力をお願いいたします。
7-1	救命いかだ等の搭載を要しない方法①	救命いかだ等の搭載を要しない方法①「一定の水温を上回る時期のみの航行」を適用する場合であっても、一定の水温を下回る時期に営業外の個人使用で航行することは可能か。	旅客定員12名以下の船舶が海上運送法又は遊漁船業の適正化に関する法律の適用を受けずに航行する場合は、救命いかだ等の義務化の対象外であることから、一定の水温を下回る時期に航行することは可能です。
7-2	救命いかだ等の搭載を要しない方法④	救命いかだ等の搭載を要しない方法④「船内に浸水しない構造」において、水密全通甲板を有する船舶とは、具体的にどのような構造の船舶を指すのか。	国交省説明資料33ページに記載のとおり、水密全通甲板を有する船舶は、船舶構造規則又は小型船舶安全規則の水密甲板の要件及び開口の閉鎖装置の要件に適合する船舶となります。 また、船舶検査証書において、以下のとおり、①及び②を満たす船舶は、基本的に水密全通甲板を有する船舶となります。 ①用途が「小型兼用船」と記載されている。 ②航行区域に「漁ろうをする間は、本邦の海岸から20海里（又は100海里）以内の水域に限る。」と記載されている。 ご不明な点があれば、最寄りの検査機関にお問い合わせください。検査機関の連絡先は国交省説明資料64～66ページに掲載しています。
7-3	救命いかだ等の搭載を要しない方法⑤	救命いかだ等の搭載を要しない方法⑤「母港から5海里以内の航行」を適用する場合、どのように申請するのか。	母港から5海里を超えない範囲のみを航行することで救命いかだ等を搭載しない場合、船舶検査の際に、母港から5海里以内を航行することを記載した申告書を船舶所有者が検査機関に提出する必要があります。事務の詳細は、最寄りの検査機関にお問い合わせください。 なお、当該申告書の作成を補助するツールを国土交通省HPに掲載していますので、ご活用ください。 (当該申告書の作成を補助するツール) https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000061.html
7-4	浸水警報装置・排水設備	隔壁の水密化等あるいはその代替措置である浸水警報装置・排水設備の設置について、検査機関は統一された基準で判断するのか。	国土交通省では、詳細な検査の方法や合否の判定基準を明確に定めており、検査機関（JCI等）は、それに基づき統一的な判断基準で検査を執行しています。